

(第三種郵便物認可)



新谷会長

大阪代協

# 携行品特約、新種保険でのトラブルに注意

「コンプライアンスと代理店の賠償責任」テーマにセミナー

年間に全国の代理店から  
1400件、1日で6件、  
自らの保険募集行為に關  
する相談があると話し、  
いかに日常的にトラブル  
が発生しているかを指  
摘。日本代協の約9割に  
あたる代理店が同保険に



杉山氏

コンプライアンスと代理店の賠償責任 | テーマにセミナー

開催にあたり 新谷会長が挨拶に立ち「私たち は、保険金をお支払いしてお客様に役立つ一方で、トラブルも数多く発生している。代理店賠責を引き受けるチャプ損害保険には年間1千件を超える相談、150件ほどの事故報告があるとい う。保険会社の皆様は、保険会社、代理店のお互いのためにも代理店賠責に加入いただきよう代理店に勧めてほしい。代理に未加入の代理店様もこの機会にぜひ手配していただきたい。代理店賠責なしで保険を販売することは、無保険で自動車を運転するようなもので、非常に危険なことだと思 う。ぜひご検討いただきたい」と、代理店賠責への加入を呼びかけた。

年間1.4千件の相談が

会員の約14%が  
ヒヤツルを経験

大阪代協（新谷香代子会長）は、8月27日15時から、代理店会員、保険会社社員などを含め大阪380名、兵庫130名、和歌山50名の総勢500名を超える参加者のもと、Webセミナー「コンプライアンスと代理店の賠償責任～消費者に信頼される代理店になるために～」を開催した。日本代協新プラン委託講師の杉山幹久氏が講師を務め、過去のトラブル事例を交え注意点を示しながら、代理店賠償責任保険（以下「代理店賠責」）への加入を求めた。

## 年間1.4千件の相談が 会員の約14%が ヒヤツとを経験

開催にあたり、新谷会長が挨拶に立ち、「私たちには、保険金をお支払いしてお客様に役立つ一方で、約14%の会員代は、店がヒヤツとした経験している実情を述べた

保険募集の基本的ルルである意向把握義務について、従来の意向に加え、募集プロセスにおいて、顧客ニーズ合致した保険商品を選択・購入できるようにするための対応が求められる」と説明。また、報提供義務は、原則として「契約概要」「注意起情報」を記載した書類(例:重要事項等説明書)

**求償権行使が増加  
代理店賠責への加入を  
重要事項等説明書は常備で**

増加傾向にある新種保険を挙げ、トラブルになるとケースが多いと注意を促した。意向把握義務では、ある全国規模の代理店が実践している「3プラス1運動」を挙げ、1人のお客様に1回2時間の説明を行ってから契約へと導き、さらにその後にお客様に届いた保険証券を持って来店してもらおうとした。保険募集人に生じた民事上の損害賠償責任について、その所属会社が負うとした規定であり、民法715条(使用者責任)の特則であるとし、最近は保険会社が積極的に求償権を行使し始めていると話した。

杉山氏は、具体的に争われた24のトラブル事例を挙げた後、「言った、言わない」「口座振替不

等を用いるなどの一律・画一な手法で行われる」とであるとし、特に重要な事項等説明書を常備・携行しこれを提示しながらお客様に説明することの重要性を強調した。とくに「つい・うつかり・うつ覚え」は虚偽説明につながるとし、これによつて代理店が敗訴した裁判事例を紹介。同氏は、虚偽説明につながりやすいと「信義誠実の原則」について代理店の責任を認めめた東京地裁判決（1994年3月11日）を挙げ、解説した。

同氏は、保険契約者の保護、所属保険会社の保険募集人に対する教育指導等の責任を定めた保険業法第283条（所属保険会社の賠償責任）についても解説。これは、保

ヒアリングにおいて「ルールの本質をしつかり理解していないと、環境変化に十分対応、改善ができない」という見解とともに、代理店の実態に応じてたびたび改定される監督指針は注视しておかなければならぬと強調した。

統一して、基本的ルールを定めた法律について解説。とりわけ2008年に消費者保護の觀点から成立した「保険法」により告知義務の概念が大きくなり、2016年の改正「保険業法」によって代理店は意向把握、情報提供、募集人体制整備といった義務を負うことになり、保険募集、代理店経営のハードルが高くなつたと指摘した。

また、顧客からすると代理店と保険会社は一体であると認識されおり、代理店は代理店委託契約書を熟読し、代理権限などを十分に理解しておこなうことが大切だと述べた。

一方で、代理店の意向把握、情報提供、募集人体制整備といった義務を負うことになり、保険募集、代理店経営のハードルが高くなつたと指摘した。統一して、代理店と法律上の責任について、代理店賠責の対象となるのは過失等により第三者に損害を与えたときに発生する損害賠償責任、すなわち民事上の責任で、刑事上の責任や行政上の責任は対象とならないと述べ、民事上の責任の根幹機能相談はございません。

日本代協新プラン未然講師の杉山氏が講演